

生食監発0525第2号  
平成28年5月25日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年12月2日付け食安監発1202第1号）により取り扱っているところです。

今般、東京検疫所において、KEPAK CORK(施設番号 329)から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。その後、アイルランド政府より、当該施設及びアイルランド政府による調査で牛舌の処理に問題が確認された1施設（ASHBOURNE MEAT PROCESSORS（施設番号 382））からの貨物について、衛生証明書の発給を停止する旨の報告がありました。

については、当該2施設から出荷された貨物について、輸入手続を停止の上、届出があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いします。